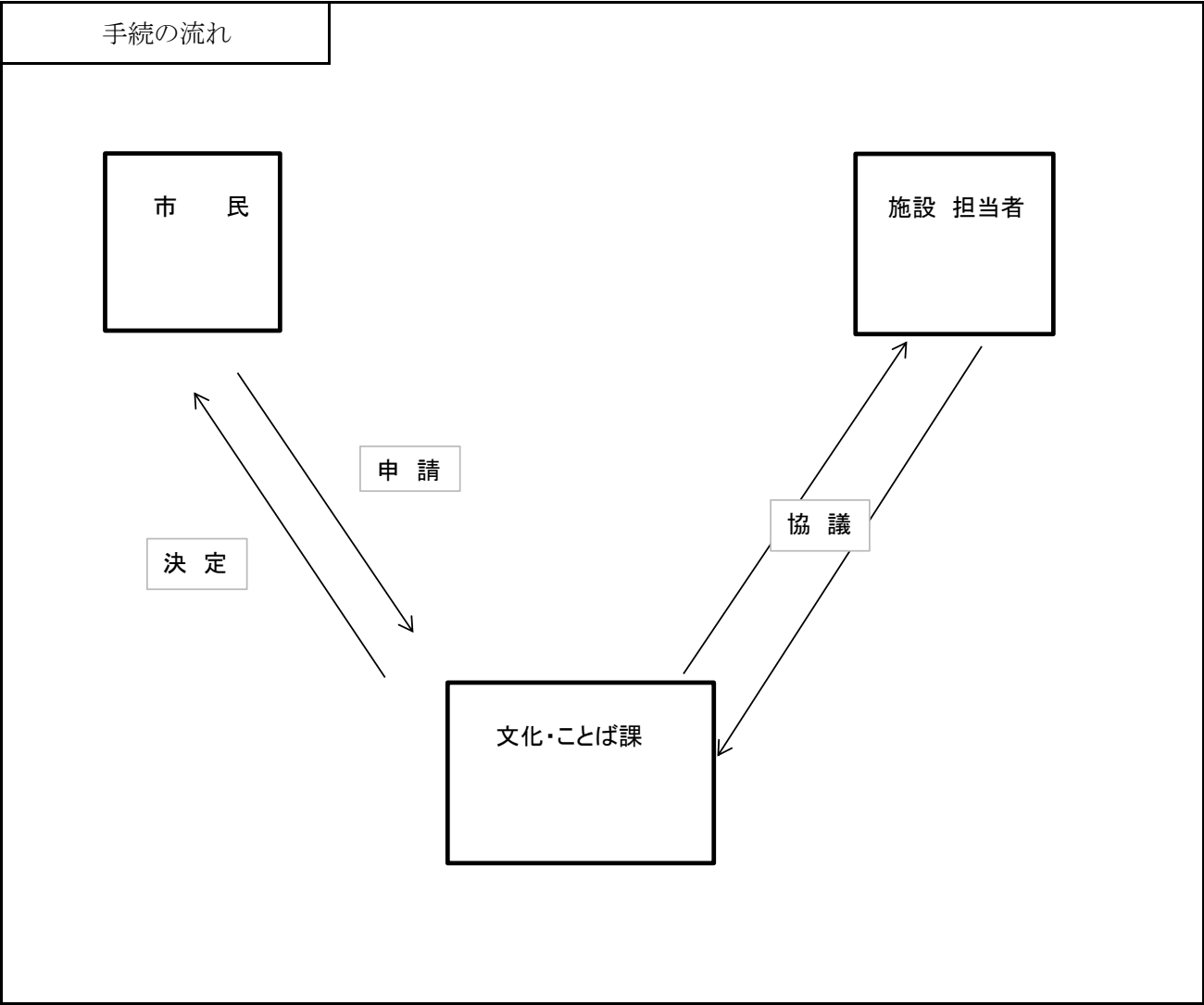


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	松山市北条ふるさと館の使用料等の減免	
処 分 の 概 要	使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市北条ふるさと館条例(平成16年年条例第52号)	
条 項	第10条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間		計 14日
判 断 基 準	市長が特別の理由があると認めるとき 【根拠法令等】 北条ふるさと館条例 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料、観覧料又は特別利用料(以下「使用料等」という。)を減免することができる。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。